

社会福祉法人さわらび会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- イ 特別養護老人ホームの経営
- ロ 軽費老人ホームの経営
- ハ 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- イ 老人デイサービス事業の経営
- ロ 老人短期入所事業の経営
- ハ 老人居宅介護等事業の経営
- ニ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- ホ 障害福祉サービス事業の経営
- ヘ 移動支援事業の経営
- ト 一般相談支援事業の経営
- チ 特定相談支援事業の経営
- リ 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人さわらび会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛知県豊橋市浪ノ上町7番地の2に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以下を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員1名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することと

する。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以下
- (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 この法人に会計監査人を置く。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員及び会計監査人の選任)

第19条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第22条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第27条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

- イ 愛知県豊橋市浪ノ上町7番地の2所在の
特別養護老人ホームさわらび荘 敷地1筆 (2, 125.69平方メートル)
- ロ 愛知県豊橋市浪ノ上町7番地の3所在の
宅地1筆 (251.61平方メートル)
- ハ 愛知県豊橋市野依町字山中19番地の13所在の
宅地1筆 (3, 687.23平方メートル)
- ニ 愛知県豊橋市野依町字山中19番地の12所在の
山林1筆 (18, 323平方メートル)
- ホ 愛知県豊橋市野依町字山中19番地の20所在の
宅地1筆 (221.66平方メートル)
- ヘ 愛知県豊橋市野依町字山中19番地の21所在の
宅地1筆 (722.61平方メートル)
- ト 愛知県豊橋市野依町字山中19番地の22所在の
宅地1筆 (117.67平方メートル)
- チ 愛知県豊橋市野依町字山中19番地の24所在の
山林1筆 (462平方メートル)
- リ 愛知県豊橋市野依町字山中19番地の25所在の
山林1筆 (80平方メートル)
- ヌ 愛知県豊橋市野依町字山中19番地の26所在の
山林1筆 (5, 978平方メートル)
- ル 愛知県豊橋市野依町字山中19番地の27所在の
山林1筆 (10, 117平方メートル)
- ヲ 愛知県豊橋市野依町字東五反田25番地所在の
山林1筆 (579平方メートル)
- ワ 愛知県豊橋市野依町字東五反田26番地所在の
山林1筆 (765平方メートル)
- カ 愛知県豊橋市野依町字東五反田39番地所在の
山林1筆 (227平方メートル)
- コ 愛知県豊橋市野依町字東五反田40番地所在の
山林1筆 (17平方メートル)
- タ 愛知県豊橋市野依町字東五反田41番地所在の
山林1筆 (14平方メートル)
- レ 愛知県豊橋市野依町字東五反田42番地所在の
山林1筆 (924平方メートル)

- ソ 愛知県豊橋市野依町字東五反田70番地所在の
山林1筆 (657平方メートル)
- ツ 愛知県豊橋市牛川町字浪ノ上25番地の20所在の
宅地1筆 (661.21平方メートル)
- ネ 愛知県豊橋市野依町字山中19番地の17所在の
特別養護老人ホーム第二さわらび荘 敷地1筆 (2,444平方メートル)
- ナ 愛知県豊橋市野依町字山中36番地所在の
雑種地1筆 (578平方メートル)
- ラ 愛知県豊橋市野依町字山中37番地所在の
公衆用道路1筆 (178平方メートル)
- ム 愛知県豊橋市野依町字山中38番地所在の
雑種地1筆 (1,462平方メートル)
- ウ 愛知県豊橋市杉山町字泉原139番地の1所在の
畑1筆 (1,527平方メートル)
- キ 愛知県豊橋市杉山町字泉原139番地の2所在の
畑1筆 (157平方メートル)
- ノ 愛知県豊橋市杉山町字泉原139番地の3所在の
畑1筆 (95平方メートル)
- オ 愛知県豊橋市杉山町字泉原139番地の10所在の
畑1筆 (788平方メートル)
- ク 愛知県豊橋市杉山町字泉原139番地の12所在の
畑1筆 (4.29平方メートル)
- ヤ 愛知県豊橋市杉山町字泉原139番地の7所在の
畑1筆 (1,217平方メートル)
- マ 愛知県豊橋市杉山町字泉原138番地の1所在の
畑1筆 (379平方メートル)
- ケ 愛知県豊橋市杉山町字泉原138番地の3所在の
畑1筆 (244平方メートル)
- フ 愛知県豊橋市杉山町字泉原144番地の1所在の
山林1筆 (526平方メートル)
- コ 愛知県豊橋市杉山町字泉原144番地の2所在の
山林1筆 (200平方メートル)
- エ 愛知県豊橋市杉山町字泉原145番地所在の
山林1筆 (1,077平方メートル)
- テ 愛知県豊橋市杉山町字知原12番地の1375所在の
山林1筆 (1,099平方メートル)
- ア 愛知県豊橋市杉山町字知原12番地の1377所在の
山林1筆 (89平方メートル)
- サ 愛知県豊橋市杉山町字知原12番地の1539所在の
山林1筆 (20平方メートル)

- キ 愛知県豊橋市杉山町字知原 1 2 番地の 1 5 4 4 所在の
山林 1 筆 (9 4 平方メートル)
- ユ 愛知県豊橋市杉山町字知原 1 2 番地の 1 5 4 5 所在の
山林 1 筆 (1 . 43 平方メートル)
- メ 愛知県豊橋市杉山町字知原 1 2 番地の 1 5 4 6 所在の
宅地 1 筆 (3 . 76 平方メートル)
- ミ 愛知県豊橋市杉山町字知原 1 2 番地の 2 1 5 所在の
畑 1 筆 (3 4 9 平方メートル)
- シ 愛知県豊橋市杉山町字知原 1 2 番地の 2 7 3 所在の
山林 1 筆 (5 2 4 平方メートル)
- エ 愛知県豊橋市杉山町字知原 1 2 番地の 1 6 8 6 所在の
山林 1 筆 (4 9 9 平方メートル)
- ヒ 愛知県豊橋市杉山町字七股池 1 番地の 5 0 所在の
雑種地 1 筆 (8 4 平方メートル)
- モ 愛知県豊橋市杉山町字七股池 1 番地の 7 4 所在の
雑種地 1 筆 (2 4 4 平方メートル)
- セ 愛知県豊橋市前田中町 13 番地の 29 所在の
グループホーム フジ 敷地 1 筆 (2 7 4 . 37 平方メートル)

(2) 建 物

- イ 愛知県豊橋市浪ノ上町 7 番地の 2 所在の
特別養護老人ホーム さわらび荘 1 棟 (2 , 4 0 0 . 3 平方メートル)
- ロ 愛知県豊橋市野依町字山中 1 9 番地の 2 1 所在の
障害者支援施設 珠藻荘 1 棟 (2 , 9 3 9 . 35 平方メートル)
- ハ 愛知県豊橋市野依町字山中 1 9 番地の 1 2 所在の
障害福祉サービス事業所しろがね 1 棟 (5 3 0 平方メートル)
- ニ 愛知県豊橋市野依町字山中 1 9 番地の 1 2 所在の
軽費老人ホーム (A型) 若菜荘 1 棟 (3 , 1 1 8 . 91 平方メートル)
- ホ 愛知県豊橋市野依町字山中 1 9 番地の 1 2 所在の
障害者支援施設 あかね荘 2 棟 (1 , 4 9 5 . 81 平方メートル)
(療養棟 1 棟 1 , 3 6 5 . 55 平方メートル)
(作業棟 1 棟 1 3 0 . 26 平方メートル)
- ヘ 愛知県豊橋市野依町字山中 1 9 番地の 1 2 所在の
障害福祉サービス事業所 明日香 1 棟 (1 , 0 2 2 . 90 平方メートル)
- ト 愛知県豊橋市野依町字山中 1 9 番地の 1 2 所在の
集会所 1 棟 (8 5 . 08 平方メートル)
- チ 愛知県豊橋市牛川町字浪ノ上 2 5 番地の 2 0 所在の
建物 1 棟 (2 2 1 . 09 平方メートル)
- リ 愛知県豊橋市野依町字山中 1 9 番地の 1 7 所在の
特別養護老人ホーム第二さわらび荘 1 棟 (6 , 4 4 0 . 2 平方メートル)

- ヌ 愛知県豊橋市野依町字山中 19 番地の 12 所在の
倉庫 1 棟 (36.45 平方メートル)
- ル 愛知県豊橋市平川本町一丁目 15 番地の 2 所在の
グループホーム 白珠 1 棟 (515.07 平方メートル)
- ヲ 愛知県豊橋市宮下町 1 番地の 1 所在の
地域密着型サービス事業所 常盤 1 棟 (2,235.63 平方メートル)
- ワ 愛知県豊橋市杉山町字泉原 139 番地の 1 所在の
地域密着型サービス事業所 ｶｼﾞ ﾃﾞ ﾞ ﾚ ﾞ ﾞ 1 棟 (2,076.41 平方メートル)
- カ 愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺 3 番地の 60 所在の
特別養護老人ホーム ｶｻ ﾋﾞﾗﾝｶ 1 棟 (1,722.49 平方メートル)
- コ 愛知県豊橋市天伯町字六ツ美 33 番地の 1 所在の
特別養護老人ホーム 天伯 1 棟 (1,733.32 平方メートル)
- タ 愛知県豊橋市前田中町 13 番地の 29 所在の
グループホーム ﾑｼﾞ 1 棟 (516.56 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 42 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 35 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、東三河広域連合長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東三河広域連合長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 36 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の

閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の

事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域包括支援センターの経営
- (3) 日中一時支援事業
- (4) 社会復帰及び就労支援事業
- (5) サービス付き高齢者向け住宅の経営
- (6) 有料老人ホームの経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東三河広域連合長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東三河広域連合長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人さわらび会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	山本孝之
理 事	上村千一郎
理 事	朝倉茂春
理 事	高橋 療
理 事	青山次郎
理 事	安藤省三
理 事	星野四郎
監 事	勝美幸雄
監 事	高倉 修

附 則

- 1 この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 さわらび会 役員名簿 (令和元年6月25日現在)

任期: 令和元年6月25日～
令和2年度のものに関する定時評議員会の終結の時

役職	氏名	職業等
理事長	山本 孝之	医療法人さわらび会理事長 医学博士
理事	山本ゆかり	特別養護老人ホーム第二さわらび荘施設長 愛知県社会福祉協議会社会福祉施設委員会委員長
	堀 米治	会社代表取締役 (財)豊橋善意銀行副会長 豊橋ボランティア連絡協議会副会長
	高倉 宣夫	高等学校校長 学校法人理事長
	満田 稔	学校法人前理事長
	伊藤 晴康	学校法人理事長 大学学長
	水野 勲	信用金庫 元特別顧問 豊橋商工会議所 元副会頭
	神野左和子	特定非営利活動法人理事長
	山本 左近	医療法人さわらび会副理事長 社会福祉法人さわらび会・医療法人さわらび会 統括本部長
監事	田中 文史	更生保護法人東三更生保護会元常務理事 豊橋市社会福祉協議会元次長
	大平 吉朗	会計事務所 所長 公認会計士

社会福祉法人 さわらび会 評議員名簿 (令和元年6月25日現在)

任期: 平成29年4月1日～
令和2年度のものに関する定時評議員会の終結の時

役職	氏名	職業等
評議員	彦坂 宗丘	宗教法人代表役員 元保護司
	田中 八郎	医師 元豊橋市教育委員長
	佐藤 佳子	豊橋市社会福祉協議会レクリエーションリーダー 全日本ピアノ指導者協会正会員
	市川 和子	ボランティアグループ会員 ピアノ指導講師
	山崎 恵子	医院職員 トリエンナーレ豊橋評議員 地域自治会社会教育委員
	野澤 佳子	社会福祉法人さわらび会EPA候補者日本語指導者 豊橋市国際交流会日本語ボランティア
	白井 典子	会社役員
	大岩 博子	医院事務長 国際ソロプチミスト豊橋ポート会員
	浅井 洋子	元豊橋市民生主任児童委員 東三河広域連合介護保険事業計画検討委員会委員
	柴田 直子	会社取締役 豊橋市国際交流会日本語ボランティア
	櫻井 博規	社会福祉法人山彦会理事長 京都市町村教育委員会幹事 京丹波町教育委員長職務代理者

社会福祉法人さわらび会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さわらび会（以下「当法人」という）定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週4日以上当法人の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、出張旅費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 役員等について報酬等の支給を、以下のとおりとする。

- (1) 常勤役員について報酬等を支給しない。
- (2) 非常勤役員等について報酬等を支給しない。但し、監事が監査を行う場合は、各年度の総額が120,000円を超えない範囲で、1人につき1回20,000円を限度に現金にて支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用の弁償を、以下のとおりとする。

- (1) 非常勤役員等に対し、会議等出席のための交通費の費用弁償として、出席の都度、3,000円を現金にて支給する。
- (2) 役員等の出張旅費の費用弁償については、役員等旅費規程において別途定める。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年3月8日より改正し適用する。

この規程は、平成29年6月27日より改正し適用する。